

実費徴収に係る補足給付を行う事業について

資料2-9

1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている 食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

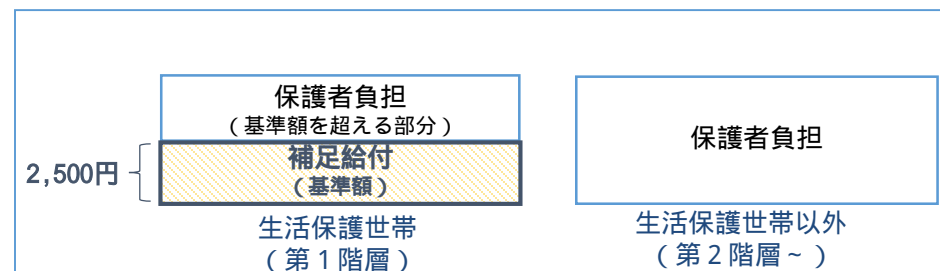
給食費（副食材料費）



2019/10/1以降における新制度圏（1号認定）の副食費については、公定価格で対応予定

教材費・行事費等（給食費以外）

[変更なし]



2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<平成31年度補助単価（1人当たり月額）>

| | |
|-----------------|--------|
| 給食費（副食材料費） | 4,500円 |
| 教材費・行事費等（給食費以外） | 2,500円 |

<実績（平成29年度）>

給食費（副食材料費）
1号認定：388か所、832人

教材費・行事費等
1号認定：558か所、799人
2号認定：3,373か所、7,652人
3号認定：2,381か所、3,035人

か所数については重複あり

多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

(1) 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

実施主体：市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件：＜新規参入施設等への巡回支援＞

対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

＜認定こども園特別支援教育・保育経費＞

対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設

対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

交付実績：巡回支援 931 箇所（平成28年度）

認定こども園特別支援教育・保育経費 94 箇所（平成28年度）

負担割合：国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3

＜基準額＞

(1) 新規参入施設等への巡回支援

1 施設当たり年額 400,000円

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

対象障害児 1 人当たり月額 65,300円

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での
子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減
- ・ 地域や必要な支援
とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に
集い、相互交流や子育て
の不安・悩みを相談でき
る場を提供**



地域子育て支援拠点

4つの基本事業

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
子育て等に関する相談、援助の実施
地域の子育て関連情報の提供
子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

29年度実施か所数（交付決定ベース）
7, 259か所

一時預かり事業について

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

| | 一般型 | 幼稚園型 | 幼稚園型 | 余裕活用品 | 居宅訪問型 | 地域密着型 |
|--|---|---|---|--|--|--|
| 実施主体 | 市区町村(市区町村が認めた者への委託可) | | | | | |
| 対象児童 | 主として 保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児 | 主として 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児 で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者 | 3号認定を受けた2歳児 | 主として 保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児 | 以下の要件に該当する者 障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ひとり親家庭等 で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等 を行う場合 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等 を行う場合 | 乳幼児 |
| 実施場所 | 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所 | 幼稚園又は認定こども園 | 幼稚園(新制度園及び私学助成園) 認定こども園は対象外 | 保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児 | 利用児童の居宅 | 地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所 |
| 設備基準 | | | | | | |
| 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準を遵守 。 | | | | | 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて行う 。 | |
| 職員配置 | | | | | | |
| 実施要件 | 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。 | | | | 研修を修了した保育士、家庭的保育者又はこれらの者と同等以上と認められる者 。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。 | 担当者 のうち、保育について経験豊富な 保育士を1名以上配置 。担当者は2人を下ることはできない。 保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。 |